

品質表示基準の見直しについて

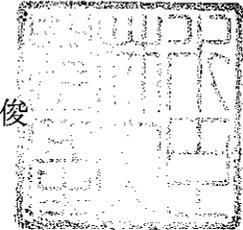
「ショートニング」



19消安第7213号
平成19年9月28日

農林物資規格調査会
会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 若林 正俊



日本農林規格及び品質表示基準の改正等について（諮問）

下記1から4までに掲げる日本農林規格の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

また、下記5及び6に掲げる品質表示基準の改正又は廃止を行う必要があるので、同法第19条の13第5項の規定に基づき貴調査会の意見を求める。

記

- 1 削りぶしの日本農林規格（昭和51年12月3日農林省告示第1122号）
- 2 食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和54年10月12日農林水産省告示第1424号）
- 3 マーガリン類の日本農林規格（昭和60年6月22日農林水産省告示第932号）
- 4 ショートニングの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第989号）
- 5 削りぶし品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1659号）
- 6 ショートニング品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1674号）

ショートニング品質表示基準の見直しについて（案）

平成20年3月25日
農 林 水 産 省

1 趣旨

「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、ショートニング品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1674号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

ショートニングは、消費者向けの製品がごく僅かなこと、名称規制については消費者に重大な誤認を与えないことから、加工食品品質表示基準別表4の名称規制の対象から削除するとともに、これにより表示内容については加工食品品質表示基準とほぼ同様となるので、ショートニング品質表示基準は廃止する。

ショートニング品質表示基準

制定 平成12年12月19日農林水産省告示第1674号

(趣旨)

第1条 ショートニング(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、「ショートニング」とは、食用油脂(食用植物油脂の日本農林規格(昭和44年3月31日農林省告示第523号)第2条に規定する香味食用油を除く。以下同じ。)を原料として製造した固状又は流動状のものであって、可塑性、乳化性等の加工性を付与したもの(精製ラードを除く。)をいう。

(表示の方法)

第3条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「ショートニング」と記載すること。ただし、未練りのもの又は流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して、「未練り」又は「流動状」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「大豆油」、「豚脂」、「硬化油」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、大豆油等の食用植物油脂にあつては「食用植物油脂」と、豚脂等の動物油脂にあつては「食用動物油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあつては「食用精製加工油脂」と記載することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第5条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

附 則(平成12年農林水産省告示第1674号)

この告示は、公布の日から施行する。

パブリック・コメント等募集結果

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きによる寄せられた意見・情報
(ショートニング品質表示基準の廃止案)

改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H19.10.17～H19.11.15）

(1) 受付件数 1件（個人）

(2) 意見・情報
 別紙のとおり

ショートニング品質表示基準の廃止案に対して寄せられたご意見・情報
等に対する考え方について

御意見の概要	当省の考え方（案）
ショートニング品質表示基準の廃止に反対である。	ショートニング品質表示基準を廃止しても、加工食品品質表示基準による表示は必要であり、これまでと同様の表示情報は伝わりますので、原案のとおり廃止することとします。